

白山市議会図書室規程

平成17年3月16日

議会告示第1号

改正 平成20年9月1日議会告示第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第18項の規定に基づき、本市議会に図書室を設置する。

(図書、刊行物等の収集保管)

第2条 白山市議会図書室(以下「図書室」という。)は、次に掲げる図書、刊行物等を収集保管し、議員の調査研究に資するを目的とする。

- (1) 政府より送付を受けた官報及び刊行物
- (2) 県より送付を受けた公報及び刊行物
- (3) 市の執行機関及び関係機関の刊行物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる図書及び刊行物

(目的外利用)

第3条 図書室は、議員の調査研究に支障のない限り、一般にこれを利用させることができる。

(管理)

第4条 図書室に関する事務及び管理は、議会事務局において行う。

(簿冊)

第5条 図書室に次に掲げる簿冊を置く。

- (1) 図書台帳
- (2) 図書貸出簿

(利用時間)

第6条 図書室の利用時間は、議会事務局の執務時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(閲覧手続)

第7条 図書を閲覧しようとする者は、図書室備付けの図書貸出簿に所定の事項を記入して、係員に申し出なければならない。

2 前項の室外閲覧図書は、2冊以内とし、その期間は10日以内とする。ただし、特別の事情のある場合は、引き続き10日間延長することができる。

(室外閲覧禁止)

第8条 辞書その他特に指定する図書は、室外閲覧を禁ずる。

(汚損又は亡失)

第9条 図書貸出中に汚損し、又は亡失したときは、同一の図書又は相当代価を弁償しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年9月1日議会告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。